

日本外交文書

大正六年第三冊

外務省

序

日本外交文書の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和三十八年十一月

外務大臣官房国際資料部調査課長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 対中国関係事項

(三) 主として欧州大戦関係、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当つて原書の改変、削除、簡略化等は行なわれていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等、特殊な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。

五、大正六年の本書は同年中に展開された欧州大戦関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、一般事項は専ら第一冊に、また対中国関係文書は専ら第二冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

目次

一	独国ノ無制限潜水艇戦宣言並米国ノ独国及澳洪国ニ対スル 断交及宣戦一件……………	一
	附 中南米諸国ノ对独澳洪断交及宣戦雜件……………	五一
二	「シラム」国ノ对独国及澳洪国宣戦一件……………	七六
三	日本軍艦ノ地中海喜望峰近海等ヘノ派遣及倫敦連合 海軍會議ニ関スル件……………	九九
四	連合国ノ日本ニ対スル出兵要望及巴里連合國會議ニ関スル件……………	一三一
五	歐洲戦争ニ中国引入ノ為ノ交渉一件……………	二二〇
六	中国ノ歐洲出兵ニ関スル交渉一件……………	五八五
七	本邦ニ於テ各国ノ兵器軍需品調達關係一件……………	五九二
八	國際常設經濟委員會一件……………	六一九
九	山東省及赤道以北太平洋独逸領諸島ノ戦後処分ニ関スル 交渉一件……………	六三五

一〇	山東省ニ於ケル通信業務ニ関スル交渉一件	六六九
一一	雲南省及中国南部ニ於ケル仏国ノ特殊利益ニ関スル交渉一件	六九二
一二	中国ニ関スル日米両国間交渉特ニ石井「ランシング」協定 關係一件	七〇五
一三	列国ノ和平工作一件	八七五
一四	露国ノ独逸洪勃土各国トノ单独休戦条約締結ノ件	九五五
一五	独国ノ日墨独同盟策謀關係一件	九八六
附録	日本外交文書大正六年第三冊日附索引	

事項一 独国ノ無制限潜水艇戦宣言竝米国ノ独国及獨逸洪国ニ対スル

断交及宣戦一件

附 中南米諸国ノ对独逸洪断交及宣戦雜件

一 二月一日 在瑞典国内田公使ヨリ
本野外務大臣宛(電報)

英仏伊国近海ノ航行ヲ遮断スベキ旨独逸兩國

政府ヨリ瑞典政府ニ通告ノ件

第一五号

独逸兩國政府ハ二月一日以後總テノ方法ヲ以テ英仏伊国近海ニ於ケル一切ノ航海ヲ遮断スルニ依リ右区域内ニ航行スル中立船ハ自ラ其危険ヲ負担スヘシ但二月一日以前ニ右区域内ノ港ニ向ヒ又ハ二月五日以前ニ右区域内ノ港ヲ出発スル中立船ハ有怨スル旨瑞典政府ニ通告セリ若必要ナラバ以上ノ区域電報スベシ(露都經由二月一日午後十一時四六分第八六号)

二 二月一日 在西部堀口臨時代理公使ヨリ
本野外務大臣宛(電報)

在西部独国大使ヨリ西国外相ニ対シ英仏伊三

国近海及東部地中海ノ航行船舶無警告撃沈ヲ

通告ノ件

第五号

(二月三日接受)

一月三十一日西国駐在独逸大使ハ与国側ヲ代表シ西国外務大臣ニ封鎖通牒ヲ手交セリ其概要左ノ如シ

一 聯合軍側カ最近独逸ノ講和提議ヲ拒絶シテ飽迄戦争継続ノ意向ヲ有スルコト

二 英國ハ海上権ヲ濫用シ独逸及其与国ヲ饑餓ニ瀕セシメントスルコト

三 聯合軍側ハ人道ト中立国ノ利益トヲ無視スルモノナルコト

等ノ事情ニ顧ミ独逸及其与国ハ二月一日午後六時ヨリ英仏伊三国近海竝東部地中海ヲ航行スル船舶ハ交戦国及中立国ノ何レニ属スルトヲ問ハス無警告ニ之ヲ撃沈スヘシ但シ目下危険区域ノ港内ニ碇泊中ノ中立国船舶ニ対シテハ二月五日迄ニ最近距離ノ航路ニ依リテ自国港ニ帰港セシメ尚中立

一 独国ノ無制限潜水艇戦宣言竝米国ノ独国及獨逸洪国ニ対スル断交及宣戦一件 一 二

一